

裁判所法の一部を改正する法律

(平成一六年三月三十一日法律第八号)

一、提案理由(平成一六年三月一・二日・衆議院法務委員会)

野沢国務大臣

……………(略)……………

次に、裁判所法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の研究及び修養について、その相互間の連携の強化により一層の充実を図るとともに、その体制の整備等を行うため、裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所を統合し、新たに裁判所職員総合研修所を設置するなど所要の法整備を行うものであります。

……………(略)……………

以上が、各法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成一六年三月一・二日)

柳本卓治君 ただいま議題となりました各法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、裁判所法の一部を改正する法律案は、裁判官以外の裁判所職員の研究及び修養体制の整備を図るため、裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所を統合し、裁判所職員総合研修所を設置するものであります。

……………(略)……………

各案は、去る九日本委員会に付託され、本日野沢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、これを終局し、直ちに採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、各案に対し、それぞれ附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議(平成一六年三月一・二日)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、訴訟関係者等からの逐語録に対する需要に応えられる態勢を整備するとともに、裁判所速記官が将来的に不安定な状況に置かれることのないよう十分な配慮をすべきである。

三、参議院法務委員長報告(平成一六年三月三十一日)

山本保君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、裁判所法の一部を改正する法律案は、裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の研究及び修養について、その相互間の連携の強化により

一層の充実を図るとともに、その体制の整備等を図るため、裁判所書記官研修所と家庭裁判所調査官研修所を統合し、新たに裁判所職員総合研修所を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、沖縄の裁判所職員を本法の定員に組み入れる理由、裁判迅速化と裁判所職員増加との関係、二つの研修所を統合する意義と理由、裁判所速記官補の設置規定を削除する理由等について質疑が行われました。

……………（略）……………

三法律案について質疑を終局した後、裁判所法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党の井上委員より、裁判所職員総合研修所は裁判所速記官等の養成に関する事務を取り扱うことを明記する等の修正案が提出されました。

……………（略）……………

次に、裁判所法の一部を改正する法律案について、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

なお、以上三法律案に対してそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年三月三日）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、裁判員制度導入等も展望しつつ、逐語録に対する需要に的確にこたえられる態勢を整備するとともに、裁判所速記官が将来の執務態勢及び執務環境等について不安感を抱くことのないよう十分な配慮をすべきである。

右決議する。